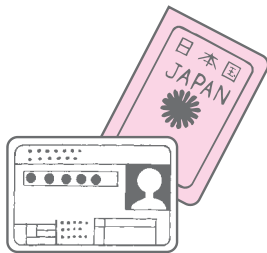


免許証その他

件名	対象者	手続きについて
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	本籍及び住所を直ちに変更する必要はありません。次回の更新の際に住所等の変更を併せて行います。 なお、更新の前に住所等の変更を希望される方は、住所地を管轄する警察署、または運転免許センターで、本籍地または住所地が変更されたことが確認できる書類（新市で発行する変更証明書等）を持参のうえ、手続きを行ってください。
	軽自動車（四輪）の使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。
	二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び普通自動車の各使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、移転・抹消及び登録変更等の登録手続きを行う場合は、市が発行する変更証明書が必要です。
旅券（パスポート）	旅券（パスポート）をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいで結構です。ただし、他のページに書き込みすると旅券（パスポート）が無効となりますので、ご注意ください。
預金通帳・定期預金証書等	左記預金者等	一般的には住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、法人等で名義に使用されている名称が変更される場合（例：〇〇支店→△△支店）は、別途手続きが必要です。
クレジットカード	左記カードの所有者	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各窓口へ確認してください。



市町村の合併担当窓口

協議会を構成する市町村の合併担当窓口は次のとおりです。会議資料や会議録を各市町村の担当課窓口で閲覧することができます。

渋川市 企画部企画課 ☎22-2111(代)	子持村 企画課 ☎22-7726(直通)/24-1211(代)
伊香保町 企画観光課 ☎72-3155(代)	赤城村 企画課 ☎56-9216(直通)/56-2211(代)
小野上村 企画観光課 ☎59-2111(代)	北橋村 企画財政課 ☎52-2102(直通)/52-2111(代)

編集後記

このところ暖かい日が大幅多くなってきました。先日、犬の散歩をしながら、ふと見上げたところ、一本の梅の木が満開になっていました。もう、春なんですね！と同時に、いつもつむぎ加減で歩いていた自分に気づかされました。暖かさと一緒に、背筋も伸ばして元気に歩きましょう！

ところで、この協議会だよりも第5号の発行となりました。皆さんに読んでもらえてるのでしょうか？（不安…）ご意見ご感想をお待ちしております。

会議 予定	第6回協議会 平成16年3月30日(火) 午後2時（渋川市民会館小ホール） ・協議予定項目 国民健康保険事業、農業委員会委員の定数及び任期自治会・行政連絡機構、消防・防災、姉妹都市・国際交流、電算システム、保健衛生、各種福祉制度、保育料（項目は変更になる場合があります。）
	第7回協議会 平成16年4月28日(水) 午後2時（渋川市民会館小ホール）

※傍聴定員30名 傍聴したい方は直接会場にお越し下さい。開始時刻15分前までに定員を超える希望者がいる場合は、くじにより傍聴者を決定します。